

様

要 請 書



平成23年9月

松江市

要 請 書

平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故により、同発電所を中心とした半径20kmの区域が避難区域に設定され、多くの住民が避難することとなった。同規模の原子力災害が松江市で発生すると仮定すると、松江市のほぼ全域が避難区域に含まれ、約20万5千人の市民が市外での避難所生活を強いられることとなるとともに、多くの都市機能移転も伴うこととなる。

本市ではこうした事態への対応を重要な行政課題と位置づけ、今回の原子力災害の発生を想定した際に考えられる課題や問題点を検討する「原子力災害対策検討プロジェクト会議」を立ち上げた。

これまで本会議においては、全市民を安全な区域に避難させるための検討を速やかに行う必要があると判断し、住民避難に係る課題や問題点7分野69項目（別添参照）を重点的に抽出し、中間報告として取りまとめたところである。

については、国において検討される原子力災害体制の再構築や、原子力防災指針など原子力防災対策の見直しに際して、本市の検討結果の中から下記項目を反映して頂くよう要請する。

平成23年9月21日

松江市長 松浦 正敬

【要請事項】

1 原子力災害体制の確立

① 原子力防災体制の整備

今回の原子力災害の検証を踏まえ、原子力防災関係機関の役割や責任を明確にするとともに、現地災害対策本部を確実に機能させ、住民避難などの防護対策を円滑に実施できるよう、地域の実情に即した原子力災害体制の整備を国が率先して行うこと。

② オフサイトセンターの機能強化及び代替防災拠点の整備

福島と同規模の原子力災害が発生した際にも、オフサイトセンターの機能を維持できるように施設整備・強化を行うこと。

③ 国からの情報提供及び通信設備の強化

複合災害発生による停電や通信手段の輻輳などにより、国と周辺自治体間との通信連絡に支障が生じることのないよう通信設備の強化・拡充を行うこと。

④ 国からの防災担当職員の派遣

原子力災害時、必要に応じて国の防災担当職員を市の災害対策本部へ派遣できるよう、法整備、体制整備を行うこと。

2 災害時の通信手段の確立

① 通信連絡手段の信頼性向上

複合災害による停電時でも通信連絡や住民広報が可能なよう、非常用発電機や信頼性の高い広報・通信連絡手段の整備について支援すること。

3 避難道路の確保、充実

① 避難道路の改良・整備

新規の避難道路の整備や、既存の避難道路及び橋梁の改良・整備について支援すること。

② 避難経路の危険箇所把握

市街地災害危険度判定調査事業、地震ハザードマップ作成事業、防災まちづくり計画策定等、避難道路の改良・整備のための調査事業の実施を支援すること。

4 緊急時の輸送能力の把握及び調達

① 輸送手段の調達及び輸送計画

広域避難における輸送手段の調達、輸送計画をあらかじめ設定し、緊急時に国が一元管理すること。

5 災害時要援護者等の被災状況の把握、安全確保、避難措置

① 災害時要援護者支援のための応援体制

災害時要援護者等の避難誘導等に対し、地方在住の国家公務員による支援を行うこと。

② 施設等入所者への対応

広域避難に伴い代替入所施設が必要となるが、認知症や医療依存度の高い人については専門施設が必要となる。各種施設入所者の受け入れ先をあらかじめ国が設定すること。

③ 入院患者の把握、安全確保、避難措置

松江市内の入院患者数はおおよそ 3,500 床あり、県内の医療機関だけでは受入が困難である。受入医療機関及び医療スタッフの確保には都道府県の枠を超えた調整が必要であり、国が主体となってあらかじめ国が設定すること。

6 原子力防災対策の再検討（避難のルール設定等）

① 広域避難所の設定について

広域避難所をあらかじめ設定しておくことは、避難措置における住民の混乱を最小限とし、迅速化を図るために有効な手段である。避難所の選定や運営方法、国としての支援のあり方等についてガイドラインを定めること。

② 自家用車避難の検討について

自家用車避難の長所・短所について検討し、合理的な避難が実施できるような原子力防災対策の考え方に反映させること。また、自家用車避難を想定した際に、給油施設、交通規制計画、避難先での駐車場など、配慮しなければならない事項についてとりまとめること。

③ 発電所近隣区域の対応

本市のように発電所近隣区域の避難経路が中心市街地を経由する場合、市街地の渋滞等により発電所近隣区域の迅速な避難が困難になることが想定

されるため、発電所近隣区域の住民の避難における、避難順序等の設定、防護対策の実施方法、交通規制計画等について検討し、原子力防災対策の考え方に反映させること。

④ 災害時要援護者・入院患者等に配慮した防護対策の検討

搬送途中若しくは避難所で避難者が亡くなる事態が生じたことから、リスクベネフィットの考え方に基づき災害時要援護者等に対する防護対策のあり方や特別な配慮が必要な事項について原子力防災対策の考え方に反映させること。

⑤ スクリーニング体制及びあり方について

避難者の受け入れ時のスクリーニングに時間を要することから、これが時間的障害とならないようあらかじめ対策を講じること。

⑥ 避難経路の考え方

避難道路、経路について、地域の実態に即した考え方を示すこと。